

ーお知らせー

令和8年4月からの外来診療について

令和8年4月からは、標榜科である「歯科口腔外科」に特化した診療体制に順次変更となります。

今後につきましては、「一般歯科（虫歯治療・クリーニング等）」の治療は、三原市内等の開業医での受診をお願いする運びとなります。

現在、当科に通院治療中の患者のみなさまにおかれましては、診療情報提供書（紹介状）を作成いたします。

また、開業医では対応できない症状・治療については、診療情報提供書（紹介状）をお持ちのうえ、ご来院いただければと存じます。

みなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

三原赤十字病院長

